

短期入所生活介護重要事項説明書

＜令和 7 年 6 月 13 日現在＞

1. 事業所の概要

施 設 名 称	羽衣荘指定短期入所生活介護事業所
所 在 地	奥州市衣川古戸 4 5 番地
介護保険指定番号	短期入所生活介護 岩手県 0372500199
管 理 者	施設長 岩淵 寛行

2. 事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	業 務 内 容
管理者	1 名		職員・業務管理を一元的に行なう
医師		1 名	利用者の医療
生活相談員	1 名		利用者の相談、サービスの調整
管理栄養士	1 名		利用者の栄養管理
機能訓練指導員	1 名		利用者の機能訓練
介護支援専門員	1 名		サービス計画の作成
看護師	4 名		利用者の健康管理
介護福祉士	16 名		利用者の生活全般のケア
その他の介護職員	9 名		利用者の生活全般のケア

3. 施設の設備の概要

定 員		10 名	介護教室	1 室 (36.0 m ²)
居室	2 人部屋	2 室 (1 室 21.2 m ²)	静 養 室	1 室 (21.3 m ²)
	1 人部屋	6 室 (1 室 14.8 m ²)	医 務 室	1 室 (21.3 m ²)
浴 室		一般浴槽と特殊浴槽あり	食堂兼機能回復訓練室	1 室 (244.5 m ²)

4. 通常の事業実施地域

奥州市衣川地域全域

5. 事業の目的

社会福祉法人衣川会が開設する羽衣荘指定短期入所生活介護事業所が行う指定短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

6. 運営の方針

指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

7. サービス内容

この施設では、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、健康管理等のサービスを提供します。

- ・食 事 朝食 7:30～
 昼食 12:00～
 夕食 18:00～
 - ・入 浴 最低、週 2 回入浴可能です。状況に応じて回数が増えることがあります。
 状態に応じて特別浴または清拭での対応となる場合があります。
 - ・介 護 食事等の介助、着替え介助、排泄介助、オムツ交換、体位変換、口腔ケア、
 施設内移動の付き添い、日常生活上の世話、相談等の精神的ケア
 - ・生活相談 生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含めて相談できます。
- ・健康管理 日常の健康管理を行います。通院等は原則として家族対応となります。
- ・理容・美容 月に 2 回サービスを実施しております。
- （入所中に限りご利用可能で料金は自己負担です。）
- ・レクリエーション
 四季折々に実施します。行事内容によって別途参加費など自己負担となる
 ものがあります。

8. 利用料金

①基本料金（1日：円）

	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	603	1, 206	1, 809
要介護 2	672	1, 344	2, 016
要介護 3	745	1, 490	2, 235
要介護 4	815	1, 630	2, 445
要介護 5	884	1, 768	2, 652

②加算（1日：円）

項目	1 割負担	2 割負担	3 割負担	備考
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （※1）	22	44	66	介護福祉士の割合が 80% 以上または、介護職員の総数のうち 10 年以上の介護福祉士の割合が 35% 以上の場合
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13	26	39	夜勤の数が最低基準を 1 人以上の配置
緊急短期入所受入加算	90 （日）	180 （日）	270 （日）	ケアプランで計画的に行う事になっておらず、緊急に行った場合 利用者の状態、家族等の事情でケアマネージャーが緊急に受ける事が必要と認めた場合（7 日間まで） ※家族の疾病や事情がある場合は 14 日を限度

看護体制（Ⅰ）	4	8	12	常勤の看護師を1人以上配置
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 （月）	200 （月）	300 （月）	医療機関からの助言にて個別機能訓練計画の作成、提供、評価、見直しを行う場合 （3月に1回を限度）
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 （月）	400 （月）	600 （月）	医療機関と共同して身体状況の評価、計画作成を行う場合 個別機能訓練を算定している場合は+100単位
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	6	9	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が5割以上、専門的研修を修了した者を1以上配置し専門的ケアの実施や技術的指導に係る会議を定期的開催した場合
療養食加算	8 （回）	16 （回）	24 （回）	主治医の発行する食事せんに基づき療養食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍職、貧血食、すい臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な検査食）を提供した場合
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 （月）	200 （月）	300 （月）	①利用者の安全、サービスの質の確保、職員の負担軽減等を検討する委員会にて以下の検討および定期的な確認を行う ・業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の機器の活用する場合の安全、ケアの質の確保 ・職員の負担軽減、勤務状況の配慮 ・介護機器の定期的な点検 ・業務効率化、質向上、負担軽減を図る職員研修 ②①の取り組み介護機器の活用により業務効率化等の実績がある ③介護機器を複数種類活用している ④委員会にて、業務効率化、質の確保、負担軽減等を検討し定期的に確認している ⑤事業年度毎に業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の実績を厚生労働省へ報告 ①～⑤を満たす場合
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 （月）	20 （月）	30 （月）	①利用者の安全、サービスの質の確保、職員の負担軽減等を検討する委員会にて以下の検討および定期的な確認を行う

				・業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の機器の活用する場合の安全、ケアの質の確保 ・職員の負担軽減、勤務状況の配慮 ・介護機器の定期的な点検 ・業務効率化、質向上、負担軽減を図る職員研修 ②介護機器を導入している ③事業年度毎に業務効率化、質の確保、職員の負担軽減の実績を厚生労働省へ報告 ①～③を満たす場合
若年性認知症利用者受入加算	120	240	360	該当者のみ。個別に担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供
業務継続計画未策定減算	所定の単位数の 100 分 1 に相当する単位数を減算			感染症、非常災害の発生時において、サービス提供を継続及び業務休止となった場合でも早期の再開を図るための計画を策定していない場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定の単位数の 100 分 1 に相当する単位数を減算			高齢者の虐待発生、その再発防止のための措置が講じられていない場合
送迎加算(※2)	184	368	552	片道につき(通常の実施地域)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(※3)	1 月につき合計単位数の 1000 分の 140			
連続 31～60 日利用する場合	1 日につき 30 単位を減算			

※1 サービス提供体制強化加算

本事業所は、介護従事者の専門性を確保している、もしくは職員が定着している事業所として「サービス提供体制強化加算」を受けています。

- ・(Ⅰ) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 80 パーセント以上
又は、勤続 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 35 パーセント以上

※2 通常の実施地域以外での送迎は、衣川を超えた地点から 1 kmにつき 20 円が送迎加算に上乗せとなります。

※3 介護職員等処遇改善加算

介護職員の人材確保や、介護現場で働く環境改善などを行っているなど要件を満たしている事業所として「介護職員等処遇改善加算」を受けています。

(1) キャリアパス要件

研修の実施や経験に応じた昇給、経験技能のある職員の賃金改善、資格取得者の配置

(2) 月額賃金改善要件

(3) 職場環境等要件

情報公表システム等で取り組み内容を具体的に公表する。

③食費・居住費（１日：円）

負担段階	食費	居住費		対象者
		従来型 個室	多床室	
第１段階	300	380	0	・生活保護受給世帯（預貯金要件なし） ・世帯全員住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者含む。以下同じ）で老齢福祉年金受給者 ・預貯金額等が単身で 1,000 万円以下 夫婦で 2,000 万円以下
第２段階	600	480	430	・住民税非課税世帯 ・年金収入額と合計所得額が年額 80 万円以下の方 ・預貯金額等が単身で 650 万円以下 夫婦で 1,650 万円以下の方 ※第２号被保険者（65 歳未満）の方は、預貯金額等が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下
第３段階①	1,000	880	430	・住民税非課税世帯 ・年金支給額と合計所得額の合計額が年額 80 万円を超え 120 万円以下の方 ・預貯金額等が単身で 550 万円以下 夫婦で 1,550 万円以下の方 ※第２号被保険者（65 歳未満）の方は、預貯金額等が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下
第３段階②	1,300			・住民税非課税世帯 ・年金支給額と合計所得額が年額 120 万を超える方 ・預貯金額等が単身で 500 万円以下、 夫婦で 1,500 万円以下の方 ※第２号被保険者（65 歳未満）の方は、預貯金額等が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下
第４段階	1,600	1,231	915	・住民税課税世帯 ・市町村民税本人課税者 ・住民税非課税世帯であっても、年金支給額と合計所得額年額 80 万円以下の方でも、預貯金額等が単身で 650 万円以上、夫婦で 1,650 万円以上の方 ・住民税非課税世帯であっても、年金支給額と合計所得額が年額 80 万円を超え 120 万円以下の方でも、預貯金額等が単身で 550 万円以上、夫婦で 1,550 万円以上の方 ・住民税非課税世帯であっても、年金支給額と合計所得額が年額 120 万円を超える方でも、預貯金額等が単身で 500 万円以上、夫婦で 1,500 万円以上の方 ※第２号被保険者（65 歳未満）の場合、住民税非税世帯であっても、預貯金額等が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円を超える方

食費 1,600 円（内訳 朝食 400 円 昼食 650 円 夕食 550 円）

※基準費用額

食費 1,445 円 居住費（多床室 915 円）（従来型個室 1,231 円）

住民税非課税世帯や生活保護世帯など条件により減額される制度があります。

基準費用額から負担限度額の差額は「特定入所者介護サービス費」として介護保険が負担します。

※その他上記以外のレクリエーション費用、行事参加費、理美容費等は、別途料金がかかります。

また、施設が指定する金額について料金が発生する場合があります。

9. ご利用期間の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し退所していただく場合があります。

- ・利用者が途中で退所を希望した場合
- ・入所時の健康チェックの結果、発熱や体調不良等が認められた場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合
上記の場合で必要に応じ、ご家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- ・料金は退所日までの日数を基準に計算を行います。

10. 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会・・・自由ですが面会簿にご記入下さい。
飲食物の差し入れは職員にお知らせ下さい。
面会時間は 8:30～19:00 までとなっております。
- ・飲酒・・・原則的には自由ですが、医師の指示で制限することがあります。
- ・喫煙・・・施設内は全面禁煙です。
- ・設備、器具の利用・・・本人の希望と状態により利用できます。
- ・金銭、貴重品の管理・・・希望により管理を行います。高額な金銭や保険証等の管理は行いませんのでご注意下さい。
- ・所持品の持ち込み・・・所持品の種類や体積により制限があります。
必要以上の所持品は持ち込まないようお願いします。
排泄用品（リハビリパンツ、オムツ、パット類）は基本料金に含まれますので準備する必要はありません。
- ・施設外での受診・・・必要に応じて受診できます。
感染症対策実施の場合、利用中に受診しての再利用はできません。
- ・宗教活動・・・ご遠慮いただきます。

11. 非常災害対策

- ・災害時の対応 非常連絡網により職員召集、地域防災協力隊の協力依頼
- ・防災設備 消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知機設備、非常放送設備
誘導灯設備、非常電源
- ・防災訓練 年 2 回実施（総合訓練、消火訓練）
- ・防火責任者 主任事務員 千葉 健至（防火管理者）

12. 衛生管理等

①衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

②感染症対策マニュアル

ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知徹底しています。また、従業者への衛生管理に関する研修を定期的におこなっております。

③他関係機関との連携

事業所において食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

13. 緊急時、事故発生時等における対応方法

事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師、家族への連絡、その他適切な処置を迅速に行います。

ご家族の希望によって、かかりつけ医・協力病院・救急医療センターに相談・受診等の対応をおこないますので、あらかじめ緊急時の連絡先をお伝え下さい。

14. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 施設福祉課長 三浦 房良
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識、技術の向上に努めます。
- ⑤ 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ⑥ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

15. 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用に者対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容の記録を行います。

- ① 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命、身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ② 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者または他人の生命、身体に危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③ 一時性・・・利用者または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

16. 損害賠償と損害賠償責任保険

事業所は、サービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業所の故意・過失によらないときには、この限りではありません。

保険会社	:	あいおい損害保険株式会社
保険内容	:	人身事故、財物事故等

17. 相談・苦情窓口

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様 相談・苦情窓口	電話番号	0197-52-3571
	FAX 番号	0197-52-3575
	相談担当者	施設福祉課長 三浦 房良
	対応時間	8:30~17:30

○公的機関においても、次の機関に苦情申し出等ができます。

(市町村の窓口) 奥州市衣川総合支所 市民福祉グループ 長寿社会担当	所在地	奥州市衣川古戸 53-1
	電話番号	0197-52-3800
	FAX 番号	0197-52-3949
	対応時間	8:30 ~ 17:00
岩手県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	盛岡市大沢川原 3-7-5
	電話番号	019-604-4321
	FAX 番号	019-604-6701
	対応時間	8:30~17:00

18. 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 衣川会
代表者役職・氏名	理事長 佐藤 幸子
本部所在地・電話番号	岩手県奥州市衣川古戸 45 番地 電話 0197-52-3571
定款の目的に定めた事業	第一種社会福祉事業 特別養護老人ホーム羽衣荘の経営

第二種社会福祉事業

- 1 老人デイサービス事業の経営
- 2 老人短期入所事業の経営
- 3 認知症対応型共同生活介護事業の経営

その他公益事業として

- 1 居宅介護支援事業
- 2 衣川診療所給食受託事業
- 3 衣川支援ハウス受託事業
- 4 奥州市地域包括支援センター受託事業

施設等

通所介護施設	1 箇所
特別養護老人ホーム	1 箇所
地域密着型特別養護老人ホーム	1 箇所
短期入所生活介護施設	1 箇所
認知症対応型グループホーム	1 箇所
居宅介護支援事業所	1 箇所
地域包括支援センター	1 箇所